

名取市市民活動支援センター貸事務室使用団体募集要項

名取市市民活動支援センターは、市民の営利を目的とせず、自発的に行う公益的な活動（市民公益活動）を支援する施設です。施設には、有料の会議室、貸事務室やロッカー、印刷機等を備えています。

この度、市民公益活動を行うための事務所を持たない市民活動団体（NPO）で支援センター内の貸事務室を使用したい団体を募集します。

1. 支援センターの所在地

名取市大手町五丁目6番地の1 (TEL 022-382-0829)

2. 支援センターの概要

(主な施設)

センター：印刷・作業室、会議室（3室）、多目的室、貸事務室（4室）

別棟：貸事務室（6室、ブース3室）

3. 募集貸事務室の概要

(1) 事務室面積及び使用料（月額1, 200円/m²）

貸事務室1（約11m ² ）	13, 200円/月
貸事務室2（約13m ² ）	15, 600円/月
貸事務室3（約13m ² ）	15, 600円/月
貸事務室4（約15m ² ）	18, 000円/月
貸事務室B（約10m ² ）	12, 000円/月
貸事務室C（約15m ² ）	18, 000円/月
貸事務室D（約15m ² ）	18, 000円/月
貸事務室F（約15m ² ）	18, 000円/月
貸事務室（ブース）G1（約3m ² ）	3, 600円/月
貸事務室（ブース）G2（約3m ² ）	3, 600円/月
貸事務室（ブース）G3（約3m ² ）	3, 600円/月

(2) 主要設備

事務用机（1台）、椅子（1脚）、冷暖房完備

※公共Wi-Fiが利用できます。専用の電話、インターネットは各事務室で利用できますが、敷設費用及び使用料等は使用者負担となります。

4. 使用期間

令和7年5月1日から令和8年4月30日までの12か月間。延長を希望する

場合は最長3年間。(ただし、延長の場合は、使用状況を確認します。)

5. 募集数

貸事務室11団体

6. 募集期間

令和7年2月1日(土)～14日(金)午後5時まで

(使用団体が決定しなければ随時申し込みができます)

7. 応募団体の資格要件

- (1) 市内において一年以上継続的に営利を目的としない、自発的な公益的活動を行う見込みのある団体であること。(法人格の有無は問わない)
- (2) 団体の規約等が定められており、規約等に基づく総会の開催、事業報告、収支決算等が行われている団体であること。なお、設立後まだ事業年度が終了していない場合は、設立時の総会で事業計画や収支予算の承認がなされている団体であること。
- (3) 団体の設立趣旨が公益活動を行う団体であること。
- (4) 市民公益活動を行うために必要な専用の事務所を持たない団体であること。
- (5) 申請団体の代表が未成年(高校生以上)である場合、代表の親権者による同意書の提出ができる団体であること。なお、代表が未成年者(高校生以上)に変更した場合にも、代表の親権者による同意書の提出ができる団体であること。

8. 使用の条件

- (1) 市民公益活動を行うための事務室として使用すること。
- (2) 電話、インターネットの設置に係る手続き及び使用料は使用者負担とする。
- (3) 備え付け以外の備品で必要なものは使用団体が準備すること。ただし、備品によっては、持ち込めないものもありますので相談願います。
- (4) 電気を使用する設備で大量の電気を消費する設備等の持ち込みはできません。
- (5) 開館時間は次のとおりです。

月曜日から土曜日	午前9時30分から午後9時30分まで
日曜日・祝日	午前9時30分から午後5時30分まで

ただし、毎週火曜日と年末年始(12/29から翌年1/3まで)は休館日となります。

- (6) 火気の使用は原則禁止です。
 - (7) 利用状況及び活動報告を毎年提出していただきます。
 - (8) 各貸事務室の管理（清掃等も含む）は各団体ですることとします。
 - (9) 貴重品の管理は各団体でしてください。
 - (10) その他市民活動支援センターの運営に協力していただきます。
- ※名取市市民公益活動拠点施設条例及び同施行規則等に違反した場合は、使用許可の取消し又は使用の停止を行う場合があります。

9. 使用申込みの方法

「名取市市民活動支援センター貸事務室使用申込書」に必要事項を記入し次の書類を添付のうえ、募集期間内に名取市市民活動支援センター事務室まで提出してください。なお、1団体で複数の応募はできません。

添付書類

- (1) 団体の規約等
- (2) 直近の総会資料等（事業報告書及び収支決算書含む）
設立後まだ事業年度が終了していない場合は、設立時の総会で承認されている事業計画書及び収支予算書。
- (3) 団体代表者が未成年の場合は、親権者の同意書。

10. 選考方法

応募資格を有する団体の中から公開抽選により選考します。また、応募がない貸事務室がある場合はその場で追加募集し抽選を行いますので必ず出席願います。

11. その他

選考の結果、使用者には、使用許可書を交付します。入居開始は5月1日（木）とします。なお、施設見学を希望する場合は、市民活動支援センターへ申し出てください。見学は休館日を除き開館時間内にできます。

問い合わせ・申込先 名取市市民活動支援センター
(特定非営利活動法人パートナーシップなとり)
〒981-1232 名取市大手町五丁目6-1
TEL 022-382-0829 FAX 022-382-0841